

華誠の法務ニュースレター

2022年12月 第31号

華誠の動向

華誠が再び上海市高級人民法院企業破産案件の一級管財人名簿に選出され、主管パートナーの朱小蘇が初めて自然人管財人名簿に選出される

法律の動向

最高人民法院が民法典契約編通則の解釈について意見募集

知的財産権

国家知識産権局が「特許審査指南改正草案」について再び意見募集

ネットワークセキュリティとデータ保護

両部門が個人情報保護認証の実施を開始

国家インターネット情報弁公室が「インターネットレスポンスコメントサービス管理規定」を改定

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早く ISO9001 国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠は Chambers and Partners、The Legal 500 等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構 A クラス資質」、「上海市契約信用 A+ ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長樂路 989 号世紀商貿廣場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111；(86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;

mailip@watsonband.com

Web サイト： www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com

mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(86-451) 8457-3032
ファックス：(86-451) 8457-3032

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail:gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 干：
264000
電話：0535-2118687
E-mail:yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州ハイテク産業開発区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠が再び上海市高級人民法院企業破産案件の一級管財人名簿に選出され、主管パートナーの朱小蘇が初めて自然人管財人名簿に選出される……………	4
華誠家事・財産管理部が「精品婚姻家事法律サービスブランド指南」及び「精品組織庫」に選出……………	4

法律の動向

最高人民法院が独占禁止民事訴訟の司法解釈について意見募集……………	5
最高人民法院が涉外民商事事件の管轄についての若干の問題に関する規定を公布……………	5
最高人民法院が民法典契約編通則の解釈について意見募集……………	5

知的財産権

国家知識産権局が「特許審査指南改正草案」について再び意見募集……………	8
-------------------------------------	---

ネットワークセキュリティとデータ保護

3部門がインターネット情報サービスの深層合成管理を強化……………	9
全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「工業インターネット企業ネットワークセキュリティ」について意見募集……………	9
両部門が個人情報保護認証の実施を開始……………	9
国家インターネット情報弁公室が「インターネットレスポンスコメントサービス管理規定」を改定……………	9

労務人事

人力資源と社会保障部などの部門が公文書にて労務人事紛争の協議・調停を強化……………	9
---	---

税関と税務

税関総署が税関高級認証企業の税金関連要素の申告規範認定基準を公表……………	9
---------------------------------------	---

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠が再び上海市高級人民法院企業破産案件の一級管財人名簿に選出され、 主管パートナーの朱小蘇が初めて自然人管財人名簿に選出される

最近、上海市高級人民法院、上海市司法局が共同で「上海市高級人民法院企業破産案件管財人名簿（2022年）に関する公告」を発し、2022年11月28日から正式に当該名簿の運用を開始した。華誠律師事務所は長年の破産分野での高品質のサービス、優れた業績と良好な評判により、上海市高級人民法院企業破産案件の一級管財人名簿に再び選出された。これは華誠が2007年に市高院の最初の破産管財人名簿に選ばれ、2014年に一級破産管財人名簿に選ばれて以来再び選出されたという快挙でもある。また、華誠主管パートナーの朱小蘇弁護士は初めて自然人管財人名簿に選出された。

華誠家事・財産管理部が「精品婚姻家事法律サービスブランド指南」及び「精品組織庫」に選出

先ごろ、「精品婚姻家事法律サービスブランド指南（2022）」の発表会兼「千万家和」婚姻家事サービス生態圈公益共同建設行動の始動式典において、中国初の「中国婚姻家事法律サービスブランド発展報告」が正式に発表された。

華誠律師事務所の家事・財産管理部は「精品婚姻家事法律サービスブランド指南（2022年）」及び「精品組織庫」に選ばれ、華誠の呉彦弁護士は「精品弁護士庫」に選ばれて「先鋒弁護士」の称号を獲得した。

最高人民法院が独占禁止民事訴訟の司法解釈について意見募集

11月21日、最高人民法院は「独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定（公開意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている

「意見募集稿」では、手続きに関する規定、関連する市場の定義、独占協議、市場の支配的地位の濫用、民事責任などの面から、独占禁止民事訴訟について、手続きから実体まで比較的全面的に細分化した規定を行った。「意見募集稿」には、改正独占禁止法の規定とデジタル経済などの新業態の発展状況に基づき、独占禁止の実体審査の判断基準とインターネットプラットフォームの行為規制に関する内容を重点的に追加した。「意見募集稿」では、インターネットプラットフォームに関連する商品の市場を分析し定義する際は、訴えられた独占行為の特徴、競争を排除、制限する効果を生む、又は生む可能性がある具体的な状況、インターネットプラットフォームのタイプなどの要素を踏まえて、特定のインターネットプラットフォーム全体に基づいて関連商品の市場を定義することも、当該インターネットプラットフォームと訴えられた独占行為が最も関係する側の商品に基づいて関連商品の市場を定義することも選択できる。

最高人民法院 より

最高人民法院が涉外民商事事件の管轄についての若干の問題に関する規定を公布

11月15日、最高人民法院は「涉外民商事事件の管轄についての若干の問題に関する規定」（以下、「規定」という）を公布し、2023年1月1日から施行される。

「規定」では、基層法院は第一審の涉外民商事事件を管轄し、法律、司法解釈に別途規定がある場合は除くと定めている。また、中級法院は争議の訴額が大きい涉外民商事事件、事件の状況が複雑であり、又は一方の当事者の人数が多い涉外民商事事件、当該管轄地区で重大な影響を与えるその他の涉外民商事事件を管轄することを明確にした。「規定」では、区域を分けて訴額を階層的に区分した管轄基準のモデルを採用し、北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、重慶の管轄区の中級法院は、訴額が人民元4,000万元以上（同額を含む）の涉外民商事事件を管轄する。次の階層はRMB2,000万元以上（同額を含む）である。「規定」ではまた、高級法院は訴額が人民元50億元以上（同額を含む）または該当管轄区で重大な影響を与えるその他の第一審の涉外民商事事件を管轄することを明確にした。

最高人民法院 より

最高人民法院が民法典契約編通則の解釈について意見募集

11月17日、最高人民法院は「『中華人民共和國民法典』契約編通則部分の適用について解釈（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」は一般規定、契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の保全、契約の変更と譲渡、契約上の権利義務の消滅、違約責任、附則などの9つの部分の内容を含み、合計73条である。そのうち、契約締結上の過失の賠償範囲について、「意見募集稿」では、当事者の一方が契約の締結を口実に、悪意を持って折衝を行い、又は信義誠実の原則に違反するその他の重大な行為を実施し、相手方がその他の契約締結の機会を喪失したことにより被った損害の賠償を請求した場合、人民法院は法に基づいてこれを支持するが、但し、その機会を得るために支出すべき合理的な費用を控除しなければならないことを明確にした。

最高人民法院 より



国家知識産権局が「特許審査指南改正草案」について再び意見募集

11月1日、国家知識産権局は「特許審査指南改正草案（再意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会の各界に向けて意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」は修正対照表の形で提示され、修正は方式審査の部分、実体審査の部分、国内段階に移行された国際出願の審査、再審査と無効審判請求の審査、特許出願及び事務処理などの面に関連し、公布の準備に関する請求の処理、連絡先、代表者の修正、先行出願書類を援用する方式による出願書類の修正の補足提出、優先権に係る要求の追加又は改正のための修正など約50カ所の具体的な変更にあんでいる。そのうち、「意見募集稿」は第6.7.5節の信義誠実の原則に関する規定を新たに追加し、法手続きの処理段階で信義誠実の原則に違反した場合について制約を行った。

国家知識産権局 より



3 部門がインターネット情報サービスの深層合成管理を強化

12月12日、国家インターネット情報弁公室など3部門が共同で「インターネット情報サービス深層合成管理規定」（以下、「規定」という）を公布し、2023年1月10日から施行される。

「規定」では、深層合成サービスを利用して、法律、行政法規で禁止された活動に従事してはならないことを強調しており、深層合成サービス提供者に情報セキュリティ主体の責任などを遂行するよう要求している。「規定」では、深層合成サービス提供者は健全な管理制度を打ち立てて技術の保障措置を講じ、公開管理の規則、プラットフォームの規約を制定し、使用者に対して真の身分情報の認証を行い、深層合成の内容の管理を強化し、デマを排除する健全なメカニズムと不服の申立て、クレーム、通報のメカニズムを構築するよう明示している。「規定」では、深層合成サービス提供者が当該サービスを用いて生成または編集した情報内容について、使用に影響しない識別を加えなければならないことを明確にしている。スマート対話、合成音声、顔の生成、没入型シミュレーションなどの情報コンテンツを生成または顕著に変更する機能のサービスを提供する場合は、公衆の混同や誤認を避けるために、顕著な識別を行うべきである。

国家インターネット情報弁公室 より

全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「工業インターネット企業ネットワークセキュリティ」について意見募集

12月2日、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は「工業インターネット企業ネットワークセキュリティ 第4部分：データ保護要求（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）について公開で意見を募集し、意見のフィードバックは2023年1月30日が締切りとなっている。

「意見募集稿」の目的は、工業インターネットにおける各種企業のデータのセキュリティ保護を規範化することであり、異なるレベルの工業インターネットデータのセキュリティ保護プロセス、保護についての要求、セキュリティ管理についての要求を規定している。

「意見募集稿」によると、工業インターネットデータ収集に関するデータには研究開発試験データなどの研究開発・設計データが含まれ、収集過程は実際に非特定化などの技術的手段を採用しなければならない。制御情報、稼働状況の状態、システムログなどの生産制御データは、収集過程でデータのリアルタイム性、可用性の需要を満たし、生産制御システムに与える影響を最小限にすべきである。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

両部門が個人情報保護認証の実施を開始

11月21日、国家市場監督管理総局、国家インターネット情報弁公室は共同で「個人情報保護認証実施規則」（以下、「規則」という）を公布するとともに公告を出し、関連業務を手配した。

公告によると、両部門は個人情報保護認証を実施することを決定し、個人情報処理者が認証方式を通じて個人情報の保護能力を向上させることを奨励している。個人情報保護認証の業務に従事する認証機関は、許可を得て関連する認証活動を展開し、かつ「規則」に従って認証を実施しなければならない。「規則」では、個人情報処理者が展開する個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除及び越境等の処理活動に対して行う認証の基本原則と要求を規定している。「規則」によると、個人情報保護認証の認証モデルは、技術検証 + 現場審査 + 認証証明書取得後の監督である。認証証明書の有効期間は3年である。

国家市場監督管理総局 より

国家インターネット情報弁公室が「インターネットレスポンスコメントサービス管理規定」を改定

11月17日、国家インターネット情報弁公室は新改正「インターネットレスポンスコメントサービス管理規定」（以下、「規定」という）を公布し、12月15日から施行された。

「規定」では、レスポンスコメントサービス提供者のレスポンスコメント管理責任、レスポンスコメントサービス利用者と公衆アカウント生産運営者が遵守すべき関連要求などを重点的に明確にした。「規定」によると、レスポンスコメントサービス提供者は、ユーザーサービス契約に従ってレスポンスコメントサービス利用者と公衆アカウント生産運営者を規範的に管理しなければならない。「規定」には、公衆アカウント生産運営者はアカウントのレスポンスコメントの情報内容に対する審査管理を強化し、レスポンスコメントのプロセスにおける違法及び不良な情報内容を速やかに発見し、通報、処置等の必要な措置を取らなければならないと明示されている。「規定」ではまた、公衆アカウント生産運営者はユーザーサービス契約に基づきレスポンスコメントサービス提供者にレスポンスコメントエリアの管理権限を申請できることを強調している。レスポンスコメントサービス提供者は、公衆アカウント生産運営者のレスポンスコメントの管理状況について信用評価を行った後、管理権限を合理的に設定し、関連する技術サポートを提供しなければならない。

国家インターネット情報弁公室 より

人力資源と社会保障部などの部門が公文書にて労務人事紛争の協議・調停を強化

11月16日、人力資源と社会保障部など9部門は「労務人事紛争の協議・調停作業の更なる強化に関する意見」（以下、「意見」という）を発表した。

「意見」では、雇用者は健全な意思疎通・対話のメカニズムを構築し、労働者の要求表明と利益調和のルートを円滑化し、内部における訴えの申し出、相談への応答制度を確立・改善し、労働者の相談の要求に速やかに応え、労働組合、企業の代表者は労働者と雇用者が紛争について協議を行う手助けをするよう要求している。「意見」では、労働組合は労働者と雇用者が和解協議を締結するよう自主的に誘導し、和解協議の履行を推進し、調停の請求への誘導等を自主的にしっかりと行わなければならないことに言及しており、仲裁、訴訟活動における和解協議の効力を明確にしている。「意見」では、労務人事紛争調停と人民調停、行政調停、司法調停の連動システムを確立・健全化し、企業に労務紛争調停委員会を普遍的に確立し、条件を有する市、県級の労務人事紛争仲裁院内に調停センターと労働組合法律サービスワークステーションを設置するよう求めており、調停と仲裁、訴訟の繋がりを強化し、調停協議の実行力を強化している。

人力資源と社会保障部 より



税関総署が税関高級認証企業の税金関連要素の申告規範認定基準を公表

11月22日、税関総署は「『税関高級認証企業基準』税金関連要素申告規範認定基準」（以下、「基準」という）を公表した。

「基準」では、税関は以下の状況に基づいて、新たに高級認証を申請した企業の税金関連要素申告規範基準が基準に達しているかどうかを認定することを明確化している。1、税関が「税金関連要素申告規範認定基準」項目における「非規範化の問題があると認定する」状況が企業に存在していることを発見していない場合、企業の税金関連要素申告規範基準は基準に達している。2、税関が「認定基準」項目における税金の過少納付を認定基準とした「非規範化の問題があると認定する」状況が企業に存在していることを発見している場合、関連項目の指標は基準に達していない。但し、企業が税金の過少納付を招いておらず、又は過少納付額が累計10万円を超えていない場合、関連項目の指標は基準に達している。3、税関が「認定基準」項目における税金の過少納付を認定基準としない「非規範化の問題があると認定する」状況が企業に存在していることを発見している場合、関連項目の指標は基準に達していない。

税関総署 より

